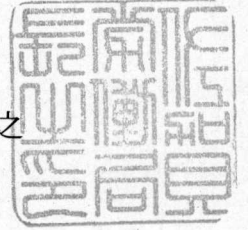


佐労発基 0702 第 1 号  
令和 3 年 7 月 2 日

佐賀地方最低賃金審議会  
会長 富田 義典 殿

佐 賀 労 働 局 長  
加 藤 博 之



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和 55 年佐賀労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。